

令和6年度 いわて森林づくり推進人材育成事業運営業務 企画提案募集要項

1 趣旨等

県では、「いわての森林づくり県民税」を財源に標記業務を実施し、地域における森林整備活動を推進する人材を育成することとしている。

本業務は、幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成等を図る「いわて森林づくりコーディネーター」の育成研修を企画運営するものであり、この企画提案をプロポーザル方式で募集するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

令和6年度 いわて森林づくり推進人材育成事業運営業務

(2) 委託期間

令和6年5月中旬（契約締結の日）から令和7年3月7日まで

(3) 委託業務の内容

別添業務仕様書のとおり

3 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる参加資格の要件をすべて満たしている者であり、かつ、全県域を活動区域に含む者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。
- (9) 共同提案した構成員は、2 以上の共同提案の構成員となることはできないこと。

〔業務遂行上必要となる資格等〕

参加者の構成員に、次の資格に類する能力を有している者がいること。

〔技術士（森林部門のみ）、林業普及指導員、林業技士、森林施業プランナー〕

4 募集する企画提案の内容

別添業務仕様書のとおり。

5 見積限度額

2,827,000 円（税込）

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 9 日（木）午後 5 時必着

(2) 提出書類

次の書類を各 5 部（正本 1 部、写し 4 部）提出すること。

- ア 令和 6 年度 いわて森林づくり推進人材育成事業運営業務 企画提案書（様式 1）
- イ 令和 6 年度 いわて森林づくり推進人材育成事業運営業務 業務スケジュール（様式 2）
- ウ 令和 6 年度 いわて森林づくり推進人材育成事業運営業務 業務推進体制（様式 3）
- エ 組織等に関する調書（様式 4）
- オ 見積書、積算内訳書（様式 5-1、5-2）
- カ 応募者の定款又は会則及び最新の総会議事録
- キ 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
- ク その他、団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

(3) 応募方法

持参または簡易書留で郵送すること。

（メール及びファックスは、受け付けないこと。）

(4) 提出先及び問い合わせ先

岩手県 農林水産部 森林整備課 計画担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL019-629-5785

7 審査方法

(1) 企画提案審査委員会

企画提案審査委員会を設置し、次の審査基準により、参加者から提出された企画提案書を審査する。

(2) 審査基準

ア 企画提案内容が的確であること

- ・事業の趣旨・目的等を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であること。
- ・業務の進め方、参加者の安全確保等の方策が的確に提案されていること。

イ 事業実施に十分な体制を有すること

- ・過去に類似の業務を実施した実績があること。実績がない場合は、活動状況や構成員の資格等から十分な能力があると判断できること。
- ・業務スタッフや協力が得られる法人・団体等を有するなど、業務を実施するための体制が整っていると認められること。

ウ 見積書の内容が適正であること

- ・見積書に記載された内容が仕様書で示した業務内容・業務量と整合性が図られ、金額が見積限度額の範囲内であること。

エ 特に優れた点があること

- ・特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 審査結果の公表

ア 公表予定時期

令和6年5月中旬

イ 公表方法

応募者全員に文書で通知するとともに、岩手県ホームページにて公表する。

8 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却の可否

提出書類は返却しないことから、あらかじめ写しを控えること。

9 受託者決定後の契約について

(1) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、免除となる場合があること。

(2) 委託料の支払方法

原則精算払いとなること。ただし、業務の実施状況等に応じて、前金払が可能となる場合があること。

10 成果品の帰属

本業務で作成した報告書等の帰属は岩手県とする。